

第I部 IMFの現状と課題 第1章 IMFの役割と改革への課題

著者	柏原 千英
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	576
雑誌名	岐路に立つIMF：改革の課題、地域金融協力との関係
ページ	[23]-[60]
発行年	2009
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00011605

第 I 部

IMF の現状と課題

第1章

IMFの役割と改革への課題

柏原 千英

はじめに

IMFは1945年12月、国際復興開発銀行（世界銀行、以下世銀）とともに設立が決まった⁽¹⁾。第2次世界大戦からの復興が一段落すると、1960年代における旧植民地独立ブームによる開発途上加盟国の増加、金・ドル本位制にもとづく固定為替相場制（ブレトン・ウッズ・システム）の崩壊、1970年代以降に増大した開発金融への民間金融機関の関与とその結果としての累積債務問題や、1980年代後半からの新興市場経済（Emerging Market Economies: EME）における通貨・金融危機などの課題に直面するたび、IMFは自らが国際社会に対して負う役割を実質的に拡大させることによって、特に途上国への影響力を保持してきた。しかし1980年代以降、その融資制度（IMFではファシリティ [facility] と総称する）の運用方針をめぐって、「IMFは途上国の経済開発にどのように、どこまで関与する／せざるべきか」が、先進・途上国双方の研究者や為政者、あるいは被支援国の行政機関によって検討され、しばしば厳しく批判されるようになった。

これら外部の批判は、1994年のメキシコ危機と1997～1998年のアジア危機に対するIMFの対応を契機としてさらに強まった。特に、前者においては供与されたファシリティ総額とその決定過程の不透明さが⁽²⁾、後者においては融資決定のタイミングと被支援国にIMFが課したコンディショナリテ

ィーの質量に関する目的合理性が主要な論点となり、IMFは1990年代までに行ってきた開発支援への実質的な業務拡大を、組織改革を含む3年間(2006~2008年)にわたる「中期戦略」(Medium-Term Strategy, 2005年9月にIMF年次総会でデ・ラト専務理事[当時]が発表³⁾)の策定と実行という形で明確化せざるをえなくなった。現在、理事会での議論を経た専務理事報告として約6カ月ごとに更新・発表されているスケジュールでは、中期戦略に組み込まれているさまざまな改革(後述)は、すでに実行段階に入った事項のほか、遅くとも2008年10月のIMF・世銀合同年次総会中にはほぼすべての方針が確定され、実行段階に移る予定となっている。IMFが自身のガバナンス、意思決定プロセスや業務内容及び広範囲な改革を「明示的に」試みるのは、その60年以上にわたる歴史のなかで初めてと言ってよい。前述した批判が蓄積した結果であると考えられる一方、IMFによって中期戦略のもとで打ち出される方策が、加盟諸国や外部の不満や批判に対応したものであるか否か、また、結果としてそれらが(ある程度は)解消されるのか否かを検討する必要性があろう。

本章の構成は以下の通りである。次節では、IMFとその加盟国が負う責務、すなわち、設立協定(IMF Articles of Agreement)上で規定された加盟国の義務をもとに「IMFが果たすべき(と主張している)役割」を概観し、設立目的によって本来的に担うとされる機能をレビューする。第3節では、加盟途上国側の状況の変化にもなって多様化したファシリティーを跡付け、それが「借り手」にとって有用な枠組みであったか、また、IMFが意図した与信方針通りに利用されたか否かを、独立評価オフィス(Independent Evaluation Office: IEO)の報告書等をもとに検討する。第4節では、加盟国の要請や外部からの批判を受けて現在IMFが取り組んでいる中期戦略に関する論点をまとめたうえで考察し、現時点での評価を行う。最後に、本章の議論をまとめる。

第1節 IMF設立協定

1. 設立協定にみる IMF の役割⁽⁴⁾

1945年12月27日に原協定が発効して以来、IMF 設立協定は3度改正⁽⁵⁾されているが、その設立目的（IMFが負うべき役割）については変更されていない。その第1条には、以下の6項目があげられている。

- (1)国際的な金融協力の促進（常設機関を通じた国際的な金融問題への議論と協力の場の提供）
- (2)国際貿易の拡大と均整ある成長の促進
- (3)為替の安定の促進、加盟国間の秩序ある為替調整の維持、平価切下げ競争の回避
- (4)加盟国間の多角的決済システム構築と、世界貿易の成長を阻害する外為取引規制の制限への支援
- (5)加盟国の一時的な国際収支不足に対する融資
- (6)加盟国間の国際収支不均衡の是正

各項の記述を厳密に解釈すれば、IMF ファシリティーの利用は経常取引（財・サービスの輸出入）赤字による国際収支不均衡への対処を目的とする場合に限定されていることが分かる。設立当初から1970年代中頃までは、IMFの中心的役割が上記(4)の「国際経常取引決済にともなう外為取引の自由を保証する義務を世界的に拡大すること」にあるとされ、これを第8条に規定することによって、GATTが推進していた「保護貿易的措置の撤廃」（WTOに継承）を通貨決済面から支援するという方針が変更されていないからである。

これは、資本取引（直接・間接投資や資金調達・融資）赤字による国際収支不均衡を是正する手段としてのファシリティー利用を認めないことを意味す

る。協定第6条では、「資本移動にともなう国際収支不均衡に対処するために、IMFが加盟国に資本取引管理を要請することができ」（第1項）、加盟国は「このような事態を予防すべく、自主的裁量によって資本取引規制を導入する」（第3項）ことが認められている。しかし1980年代以降、IMFは資本勘定の自由化をコンディショナリティーのなかに盛り込み、金融セクター改革（資本取引を含む金融自由化と国際資本市場への統合）を推進してきた。現実には、IMFはコンディショナリティーを通じた資本取引自由化を是とする立場を崩しておらず⁽⁶⁾、このためにサーベイランス（surveillance, 政策監視）機能を強化してきたのだと考えられる。

なお、IMFが前記目的を実現するため、第14条にもとづいて経常取引に関する交換性義務を免除された加盟国（14条国）を除き、各加盟国（8条国）側は以下の「一般的義務」（第8条）を負う。

- (1) 経常取引への制限の回避
- (2) 差別的為替取引の回避
- (3) 加盟国間における通貨兌換性の維持
- (4) IMFへの統計データの提供⁽⁷⁾とコンサルテーションの実施
- (5) 加盟国間協定に関する協議（設立条約の目的に反する協定の改正）
- (6) IMF準備金（reserve assets）に関する方針への協力

2. 設立目的に付随するIMFの機能

前項の設立目的を実現するため、IMFは、①加盟国の規制（為替制度や経常取引規制等）に関するサーベイランス、②加盟国へのコンサルテーション（consultation, 政策提言）、③信用供与、④（加盟国の協力にもとづく）補足的情報の収集と提供、の各機能を負う。これらをもとに、「グローバル化が進む国際金融システムへの統合と、経済発展を促進する政策と戦略の加盟国による形成を支援する」⁽⁸⁾としている。信用供与（融資）機能に関する議論を次

節で扱い、本項では①と②、および④の3機能について概観する。

(1) サーベイランスおよびコンサルテーション機能

サーベイランス機能はコンサルテーションも内包すると位置付けられ、関連する業務はIMF年間予算の3分の1を占めるが、文書が整備されたのはコンサルテーションに関する事項の方が先行している。IMFは現在、加盟国とのコンサルテーションを「マクロ政策と金融セクターの強化を加盟国に推進させることによって、危機の予防手段としてIMFが取るべき中心的手段」⁹⁾として位置付け、被支援国によるコンディショナリティーの遵守、または各政策目標の実施をモニターするための手段として発展させてきた。本来は14条国との年1回の協議を指していたが、1960年の理事会決議により、為替交換性義務を果たしている8条国を含む全加盟国に対して行われるようになったものである。さらに、1978年に発効した第2次設立協定改正を機に各加盟国が為替制度の独自の選択が可能となる代わりに¹⁰⁾、IMFが確実なサーベイランスを実施するとともに、コンサルテーション機能も強化されることが定められた。

1970年代後半における金・ドル本位制崩壊と変動相場制の容認にともない、IMFは加盟国の為替相場制度に関する監視体制の変更を余儀なくされた。1977年、理事会は「為替相場政策に関するサーベイランスへの理事会決議」(The 1977 Executive Board Decision on Surveillance over Exchange Rate Policies, 1977年決議)を採択し、為替政策に関する全加盟国の指針となる原則を採択することを同機能の目的とした(第8条(4)、前項参照)。また、1978年に発効した第2次設立協定改正では、加盟国の義務を列挙した第8条が書き替えられた。サーベイランスの導入は、この時1項目として盛り込まれるとともに(第8条(5))、加盟国の為替制度に関する情報収集が明記され、コンサルテーションは1997年決議を受けてサーベイランスの一部と位置付けられた。これらの改正およびガイドラインにより、IMFは固定相場制のもとで経常取引決済の自由化を推進するという役割は失ったものの、引続き各国の為替政策

を監視するという権限と役割を手に入れたと言える。

また、1980年代に途上国の累積債務問題が顕在化した結果、IMF・世銀等の国際金融機関は、経済発展の遅滞が構造問題にも起因すると認識した。この事態に対処するためにIMF自身もファシリティーを多様化させ、金融、法制度、公営企業を含む行政組織の改革も発展に不可欠な要素であると考えられたことから、財政やマクロ指標以外の公的部門、あるいは金融や民間部門・主要産業に関する情報収集と分析が、サーベイランスの項目として徐々に収集されていくこととなった。

(2) (補足的) 情報提供機能

協定第8条に明記された「IMFへのデータ提供義務」に加え、財政、経済、金融分野等にわたるデータを他の国際機関や加盟国の自発的協力のもとに収集することによって、より各国・地域別に有益なコンサルテーションが可能となる。一例をあげると、現在IMFが世銀等と協力して行う情報収集・評価・公開事業としての金融部門評価プログラム (Financial Sector Assessment Program: FSAP) がある。アジア危機発生後の1999年5月から試験的に始められたこのプログラムに付随する事業として、IMFは収集される各種データの質的向上のため、加盟国に技術援助 (technical assistance: TA) を実施している。FSAPで適用されるさまざまな国際的基準や原則の遵守と普遍化、金融・財政の透明性確保のため、世銀や国際決済銀行 (Bank of International Settlements: BIS)、証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions: IOSCO) 等と合同で、主に加盟途上国の監督機関職員を招聘したセミナーや研修が実施される場合も多い。

第2節 融資機能とその変遷にともなうIMFの役割変化

1. ファシリティーの概要

(1) 基本的枠組み

IMFによる加盟途上国への信用供与が本格的に増大したのは、金・ドル本位制の崩壊と2度の石油ショックを経験した1970年代に入ってからである。従来のスタンバイ取極(Stand-By Arrangement: SBA)の他に、緩衝在庫ファシリティー(Buffer Stock Facility)、オイル・ファシリティー(Oil Facility)、拡大信用供与ファシリティー(Extended Financing Facility: EFF)、補完的ファシリティー(Supplemental Financing Facility: SFF)等、新たなファシリティーを創設することで、IMFはSBAのアクセス・リミットを超える途上国の支援要請に対応してきた(表1)。

1980年代に入ると、累積債務問題や対低所得国支援を「構造調整」の考えのもとに実施するようになり、構造調整融資(Structural Adjustment Facility: SAF)や拡大構造調整融資(Enhanced SAF: ESAF)が創設された。この時期の新ファシリティーについて留意すべき点は、SAFのアクセス・リミットを超過した低所得国を対象とするESAFの原資として、信託基金を設立したことにある。既存ファシリティー原資とは別建ての資金を用いて構造調整政策を第一義とするコンディショナリティーを賦課する支援を行うことにより、IMFは本来的機能から逸脱し、世銀が伝統的に行っていた分野に進出したと批判されることにもなった。

1990年代には、中所得国やEME⁽¹⁾の債務危機や経済危機、あるいは社会主義諸体制の崩壊と変容による(一時的なものを含む)援助要請の急増が国際金融における問題となり、これらの問題に対処する目的で創設されたのが、補完的準備ファシリティー(Supplemental Reserve Facility: SRF)や予防的クレジットライン(Contingency Credit Line: CCL、現在は廃止⁽²⁾)である。他方、同

表1 現行IMFファシリティーの貸出条件

原資	ファシリティー名	金利(年率)	契約期間(年)	返済期間(年)	引出し頻度	クォータ限度額
GRA	SBA (1947-)	基本金利+SC	3.25-5	3.25-5 (2.5-4)	四半期毎	合算で年100%、累積額300%内の維持が強く求められる(例外措置あり)
	EFF (1974-)	基本金利+SC	4.25-10	4.5-10 (4-7)	半年毎	
	CFF (1979-)	基本金利	3.25-5	2.25-4	四半期毎	IMFスタッフ報告にもとづく融資額承認 (クォータ比の明示なし、SC3-5%) 通常25%、最大50%まで可 (通常融資制度の審査過程の対象外)
	SRF (1997-)	基本金利+SC	2.5-3	2-2.5 (1-1.5)	四半期毎	
	EA (1962-)	基本金利 (PRGF 適格国0.5%)	3.25-5	3.25-5	四半期毎	
PRGF-HIPC 信託基金	PRGF (1999-)	0.50%	通常3年 5.5-10	5.5-10	半年毎	(PRGF) 140% (最大185%) (ESF) 年25% (最大50%まで累積可)
PRGF-ESF 信託基金	PRGF-ESF		通常1-2年			

(出所) IMF ウェブサイトおよびIMF [2005b] をもとに筆者作成。

- (注) (1) 「基本金利」(rate of charge) とは、週単位で変更される SDR 金利 (SDR バスケット通貨 (ユーロ、日本円、英ポンド、米ドル) の指標金利) + 固定マージン。SDR バスケット通貨の変動による SDR 金利の変動以外にも、返済遅延国の延滞加重金 (overdue charges) を借入国間で補償するため、上方修正される場合もある。
- (2) サーチャージ (SC) として、① SBA および EFF の引出しがクォータの200%を超えると100bps、300%を超えると200bps、② SRF では、引出完了から1年経過後の300bpsを始点として、半年ごとに50bps (最高500bps) が課される。
- (3) PRGF と ESF を除く各ファシリティー利用には、サービス・チャージ50bps およびコミットメント・チャージ25bps (クォータ100%超の場合は10bps) が課される。
- (4) 返済期間における () 内の年数は、IMF 側が期待する返済期間。
- (5) PRGF を利用するには IDA 融資適格が必要。適格加盟国は、利用回数が増えるたびに借入額クォータ比を減少させることを期待される (初回90%、2回目65%、3回目55%、4回目45%、5回目35%、6回目以降25%)。経常収支にほとんど問題のない加盟国には、アクセスリミット (Low Access Limit, クォータ比10%) が適用される場合もある。1人あたり GNI が IDA 適格条件値の75%超、または民間借入 (commercial lending) による資金調達を行っている加盟国は、PRGF と EFF の双方を利用できる。

年代後半における重債務貧困国 (Heavily Indebted Poor Countries: HIPC) の債務免除イニシアチブ (HIPC Initiative) の発足や、国連でミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs) が2000年に採択されたことを受け、

1999年から対象国への経済発展支援を目的とするファシリティの改編が行われた。これは、国際開発協会（International Development Association: IDA）による譲許的融資適格各国が貧困削減戦略ペーパー（Poverty Reduction Strategy Paper: PRSP）を作成し、国際援助機関および援助供与国は文書に明記された優先的政策やプロセスに則って支援を行うことが定められたからである。IMFではIDA融資適格国（2007年度基準：2005年の1人あたりGNI=1025USドル未満、2007年10月時点でIMF加盟国のうち78カ国が該当）への支援枠組として、ESAFを代替する貧困削減・成長ファシリティ（Poverty Reduction and Growth Facility: PRGF）を創設し、HIPCに対しては債務免除とPRGFへの組替え合意を各国別に形成している段階である。同枠組みのもとでは、適格加盟国は利用回数が増えるたびに借入額クォータ比を減少させることを期待され^③、経常収支にはほとんど問題がないと判断された加盟国には、アクセス・リミット（Low Access Limit, クォータ比10%）が適用される場合もある。また、1人あたりGNIがIDA適格条件値の75%超、または民間借入（commercial lending）による資金調達を行っている加盟国は、PRGFとEFFの双方を利用することが可能である。

（2）緊急ファシリティ、追加的原資

前記の基本ファシリティ以外にも、①自然災害や武力紛争等を原因とする国内経済の復興や再建のために生じる貿易収支赤字の補正、外貨準備高に深刻な減少をみた場合、あるいは、②IMF原資や資産運用状況に起因する臨時的資金調達を必要とする場合に備えて、一部加盟国との取極が設置されている。

①の場合には、緊急支援（Emergency Assistance: EA）がある。各加盟国クォータの25%を超える支援が実行されるのは稀であるため支援額は決して大きいとは言えないが、支援要請事由に鑑みて迅速な資金援助の必要性を重視し、被支援国が実行案として全般的な経済政策をIMFに説明する代わりに、通常の審査過程やコンディショナリティの賦課は厳密に適用されない^④。

表2 GAB および NAB の各参加国別取極額、対ブラジル案件での分担¹⁾
(単位：100万 SDR)

参加国	GAB (1962～83年)	拡大 GAB (1983～2008年)	NAB (1998～2008年)	対ブラジル NAB 分担額 (1998年)
オーストラリア	-	-	801.0 (2.34)	236.7 (2.60)
オーストリア	-	-	408.0 (1.20)	120.4 (1.32)
ベルギー	143.0	595.0 (3.50)	957.0 (2.81)	282.6 (3.10)
カナダ	165.0	892.5 (5.25)	1,381.0 (4.06)	407.9 (4.47)
チリ ²⁾	-	-	340.0 (1.00)	-
デンマーク	-	-	367.0 (1.08)	108.4 (1.19)
ドイツ	1,476.0	2,380.0 (14.00)	3,519.0 (10.35)	1,039.4 (11.40)
フィンランド	-	-	340.0 (1.00)	99.4 (1.10)
フランス	395.0	1,700.0 (10.00)	2,549.0 (7.58)	753.1 (8.26)
香港	-	-	340.0 (1.00)	99.4 (1.19)
イタリア	235.0	1,105.0 (6.50)	1,753.0 (5.16)	517.8 (5.68)
日本 ³⁾	1,161.0	2,125.0 (12.50)	3,519.0 (10.35)	1,039.0 (11.40)
韓国	-	-	340.0 (1.00)	-
クウェート	-	-	341.0 (1.00)	100.8 (1.11)
ルクセンブルグ	-	-	340.0 (1.00)	99.4 (1.10)
マレーシア	-	-	340.0 (1.00)	-
オランダ	244.0	850.0 (5.00)	1,302.0 (3.83)	384.6 (4.22)
ノルウェー	-	-	379.0 (1.11)	111.9 (1.23)
サウジアラビア ⁴⁾	-	[1,500.0]	1,761.0 (5.18)	-
シンガポール	-	-	340.0 (1.00)	99.4 (1.10)
スペイン	-	-	665.0 (1.96)	196.4 (2.15)
スウェーデン	-	382.5 (2.25)	850.0 (2.50)	251.0 (2.75)
スイス	-	1,020.0 (6.00)	1,540.0 (4.53)	455.0 (4.99)
タイ	-	-	340.0 (1.00)	-
イギリス	565.0	1,700.0 (10.00)	2,549.0 (7.58)	753.1 (8.26)
アメリカ	1,883.0	4,250.0 (25.00)	6,640.0 (19.53)	1,961.4 (21.51)
合 計	6,344.0	17,000.0	34,000.0	9,117.4

(出所) IMF ウェブサイトをもとに、柏原 [2000] の表 1 を改訂。

(注) 1) () 内の数値は GAB・NAB・ブラジル案件各総額に対する国別分担金の割合 (%)。

四捨五入のため、必ずしも合計額と一致しない。また、IMF との取極相手は各国で異なる(政府、中央銀行、通貨当局等)が、本表では便宜上国名で統一した。

2) チリは2003年に NAB 締結。その際、他の参加国の取極額を減少させたため、NAB 総額は変わらず。

3) 日本は1976年に GAB 締結。

4) サウジアラビアの信用枠は「拡大 GAB 取極に準ずる」条件での締結であるため、拡大 GAB 総額には算入せず。

一方、②の事態に対処する原資として、G10を中心とする加盟国とIMFが一種の期限付きクレジットラインを設定する一般借入取極（General Agreements to Borrow: GAB, 1962年発効以降、現在の有効期限2008年12月）と、1994年のメキシコ危機を契機にGABとは別枠で導入された新規借入取極（New Agreements to Borrow: NAB, 1998年発効、現在の有効期限2008年11月）がある。GABとNABは5年ごとに取極が更改され、必要に応じてその増額や新参加国を受け入れてきた。同取極の発動提案は参加国の同意のもとで理事会が承認することによって発効し、要請総額を各国の取極額に応じて均等に割り振る形で資金調達を行い、SDR金利を適用する。SBAやSRF枠組みを適用するものの、要請国へは通常のクォータ25%よりも増額した引出しを許容する

表3 廃止・未使用・未実現ファシリティ

ファシリティ名	運用期間	目的	備考
緩衝在庫融資 (Buffer Stock Facility)	1969～2000年	商品価格（特にアフリカ諸国産出の一次産品価格）安定化	目的を達成できず 廃止
オイル・ファシリティ (Oil Facility)	1974年6～12月, 1975年4月～76年3月	石油輸入途上国への ショック緩和	沈静化につき 廃止
トラスト・ファンド (Trust Fund)	1976～1985年	被支援国への金利補助、追加的融資の原資	資金枯渇 →別基金設置によりESAF導入
構造調整融資 (SAF)	1985～1999年(?)	構造調整を必要とする途上国の貿易収支対策	(現在、枠組みとして記載なし)
拡大構造調整融資 (ESAF)	1987～1999年	SAFのアクセス・リミットを超過した低所得国支援	PRGFに改編
システム移行融資 (Systemic Transformation Facility)	1993～1995年 (検討期間)	移行経済の初期段階向けの比較的少額・緩い条件での支援	制度化せず
予防的クレジット ライン (Contingent Credit Line)	1997～2002年	主に新興市場経済における急激な資本流出に対する支援	利用実績なく 廃止

(出所) IMFウェブサイト等より筆者作成。

第1 トランシェ支出と、そのクォータの数倍に達する支援を総額で行えるのが特徴である(表2)¹⁵⁾。

以上が現在運用されているファシリティであるが、加盟国からの要請、原資の制限や運用の失敗、または一時的な緊急事態に対処し、その目的を果たした(目的の実現に失敗した)との理事会決定によって、すでに廃止された制度もある。また、制度を導入したものの、加盟国による利用がなく存続理由を喪失したなど、さまざまな理由によりすでに廃止されたもの、あるいは枠組みは検討されたものの、加盟国間および理事会での議論がまとまらず、制度化に至らなかった案もある(表3)。

2. IMF ファシリティは借り手にとって「使える」か？

1950年以降、各国のクォータを上回る資金利用に対してはコンディショナリティ賦課が前提とされてきたが、IMFがこれに関する正式なガイドラインを策定したのは1968年のことである。1980年代初期までは、信用供与を要請する加盟国が直面している国際収支不足の原因として、一時的な景気や貿易財価格の変動が想定されていたため、コンディショナリティの焦点もおおむねマクロ経済政策、為替政策が中心となっていた。しかしその後、継続的に高次トランシェ(クォータ100%超)や各ファシリティを数次にわたって常時利用する加盟途上国が増加し、IMF・世銀に代表される国際機関の間で、①これら諸国の国際収支不足は循環的で一時的な性質のみを持つものではないこと、②その背後には、行政や諸制度および経済成長の基盤が脆弱であるという構造的問題が存在する、と認識された。その結果としてファシリティ供与に際し、マクロ経済政策、為替政策以外にも、さまざまな制度改革、構造改革の実現を要求する基準がコンディショナリティに付加され、その目標数と領域が大幅に増加した。なかでも、経済成長基盤の強化を目的としたサプライ・サイドの政策実行の必要性が強調され、特に構造的問題が深刻な状況にある低所得国に対し、ファシリティ供与を通じたIMFの関

与が資金面、支援期間の両面において増大した。

しかし一方、要請に従って拡大ないし創設されてきた各ファシリティーが、IMF側が企図した通りに、あるいは被支援国にとってアクセスしやすく、かつ政策目標の達成について効果的な枠組みであるか否かは、1980年代から問題視されてきた。2000年に設置されたIEOによって、最初に評価すべきイシューのひとつに「IMF資金の長期的利用」(IEO [2002])が取り上げられたのは、IMF自身も限られた信用供与資金の有効活用を模索していたことを表していると考えられる¹⁶⁾。

このようなIMFファシリティーに対する検討や批判の論点は、以下の3点に集約できよう。①各ファシリティーが供与する信用額は、被支援国の要請事由や状況に合致しているか否か、②ファシリティーの実施期間(支出および返済期間)が被支援国の返済能力に合致しているか否か、③賦課されるコンディショナリティーがファシリティーの目的と整合的であるか否か、あるいは過剰な政策目標を盛り込んでいるか否か、である。IMFはこれらの批判に対して、どのように対処してきたのだろうか。

①および②に関しては、一般財源(General Resources Account: GRA)、譲許的条件のもとで信用供与を行うためのPRGF-HIPC信託基金(PRGF-HIPC Trust Fund)¹⁷⁾の双方を原資とする各ファシリティーについて、理事会が2年ごとにスタッフ報告にもとづく評価を行っている(現時点での最新の評価は2005年)。これは、構造調整融資の複数次にわたる利用や、1990年代の通貨危機への対処に関する先進国と途上加盟国の双方からあがった批判や不満への対応を目的としている。近年、特にアジア危機後の評価では、①ファシリティー供与限度の明確化と個別案件への対処に関する審議プロセスの基準設定、②返済期間の延長容認とIMF側が期待する返済期間の設定による前倒し返済の促進、③早期返済へのインセンティブと、長期・複数回ファシリティー利用¹⁸⁾へのディスインセンティブ付与を中心とする、いわゆる「アメとムチ」両面からの枠組みの弾力化が進められてきた(表1の注およびIMF [2005b: 4]を参照)。

一方、③コンディショナリティーとファシリティーの整合性に関しては、近年、政策目標実現への効果増大を目的として、「大幅な」見直しが公開協議プロセスとして実施されてきた。この過程で、経済政策プログラムが成功するためには、強固な国家基盤と、当該国固有の状況や政治指導者と市民社会による実行可能な政策の選択を考慮する必要があると認識された結果、2002年9月にはガイドライン（Guidelines of Conditionality）が理事会で採択された。その内容は、コンディショナリティーに明確な目的と焦点を与えることでファシリティーの目的との整合性を維持し、被支援国に対して政策の代替案（目標数値の柔軟化や、政治的支障を考慮した達成期限の延長等）に関し柔軟かつ敏感に対応する努力をするべき、というものである。

前記のようにIMFはさまざまな指針発表や改正を行ってきたが、IEO [2002]でも指摘されているように、その評価は現在も「まだら模様」である。被支援国の要請や返済能力への考慮という点に関しては、返済期間が延長されようと、IMFファシリティーは現在も本質的に長期的支援枠組みを備えているとは言えない（表4-A, 4-B）。実施された案件の支出状況や国別利用回数と期間を分析したPaoli et al. eds. [2006]やBaira [2003]では、支援要請国が望む枠組みは、①クォータ比制限に拘束されない多額支援を迅速に行う超短期（資金支出期間が半年～1年未満）ファシリティー、あるいは、②支出期間が4年超の長期ファシリティーに二分されており、現行制度は合致していないと批判している。また、ファシリティーの柔軟化はあるものの、支援原資を維持するための延滞加重金は、費用の公平負担（burden-sharing）をうたっているにもかかわらず、借入国の実質的負担率が大きい（Baira [2003, 第2章]）との指摘もある。IMF自身による内部評価（IMF [2005a]）においても、コンディショナリティーの明確化（ファシリティーとの整合性）は以前より高まったものの、柔軟化については改善の余地が大きいと述べられているが、中期戦略における位置付けは低く、これらの課題が解決（あるいは緩和）される可能性は小さいと考えられる（次節参照）。

表4-A IBRDの融資枠組

融資名	金利(年率)	平均的支出・返済 期間(年) ¹⁾		標準的融資条件(年) ¹⁾			その他適用 ²⁾
				支払猶予期間	最終契約満期	返済形式	
固定スプレッド 融資	6カ月LIBOR +固定スプレッド	I-II	14.25 (25)	I-II	5 8	20	先取手数料(front-end fee): 融資額の1% 約定手数料(commitment fee): 4年目まで未引出額の0.85%, 5年目以降は同0.75% 別手数料にて通貨・金利予約/オプションの締結、変動スプレッドへの変更可
		III	11.25 (25)	III	4 5	17	
		IV-V	10.25 (25)	IV-V	3 5	15	
変動スプレッド 融資(1999~)	6カ月LIBOR +変動スプレッド	I-II	N.A.	I-II	5	20	先取手数料: 融資額の1% 約定手数料: 0.75% 標準的契約満期未満であればI-II国に限り、支払い猶予期間の延長あり 別手数料にて通貨・金利予約/オプションの締結、固定スプレッドへの変更可
		III	N.A.	III	4 5	17	
		IV-V	N.A.	IV-V	3 5	15	
制度開発基金(Institutional Development Fund): 贈与。他国際機関・二国間贈与をさらに得るための枠入れ							
金額				対象分野			
US\$5万~50万未満 ①政府歳出管理と財務説明責任, ②公共支出, ③結果志向のモニタリングおよび評価システム, ④全般的な法・裁判制度							

(出所) 世銀ウェブサイトより筆者作成。

(注) IBRD 開発政策融資(Development Policy Lending)³⁾: 投資融資(Investment Lending)を含む政策ベース融資(Policy-Based Lending)

特別開発政策融資(Special Development Policy Lending): 構造・社会面での危機的状況、緊急資金需要への特別融資

補完的融資(Supplemental Financing): 例外的措置として、既存融資に追加

- 1) 世銀グループでは加盟国を1人あたりGNIで分類(I~V)している。2006年1人あたりGNIによる分類は以下の通り。I: US\$905以下, II: 同US\$906~3,595, III: 同US\$3,596~11,115, IV: 同US\$11,116以上, V: 同IV以上かつOECD加盟国。
- 2) 各種手数料はIBRDの取入状況によって見直される。上記数値は世銀手続集に掲載されている数値。2007年5月16日以降に締結した融資の先取手数料は0.25%, 約定手数料は0.30%。
- 3) 2004年8月より、構造調整融資(Adjustment Lending)から改名。各加盟国と世銀グループが協同で作成する国別支援戦略(Country Assistance Strategy)にもとづいて資金需要を推計するため、クォータとの関連性は薄い。

表4-B IDA 融資¹⁾

(2007年7月1日以降)

国別カテゴリ	約定期間 (年)	支払猶予期間 (年)	元本返済金利 (%)		返済期限 繰上条項	約定手数料 (%) ¹⁾		サービス 手数料 (%)	その他金利 (%)
			11-20年目	21-40年目		融資	贈与		
IDAのみ	40	10	2.0	4.0	有	0.1	0		-
IDA/IBRD ²⁾	35	10	2.5	5.0	有	0.1	0		-
Hardened Term ³⁾	20	10	10.0	N.A.	無	0.1	0	0.75	-
Hard Term ⁴⁾	35	10	2.5	5.0	有	0.1	0		4.2
保証	-	-	-	-	-	0.1	0		-

(出所) 世銀ウェブサイトより筆者作成。

(注) 1) IDA 適格国の1人あたり GNI (2006年) は US\$1,065以下。IBRD 融資と同様、約定手数料は融資残高に課され、年度ごとに見直される。数値は2008年適用 (2007年は0.2%)。

2) 1人あたり GNI は IDA 適格国であるが、返済履歴が良好なために IBRD 融資も受けられる加盟国 (Blend と呼ばれている)。

3) 2年続けて IDA 適格以上の1人あたり GNI に達した加盟国に適用。

4) “Blend” カテゴリで IBRD 融資残高のある加盟国に適用。

3. ファシリティーの変遷にともなう IMF の役割変化

1970年代以降、主にファシリティーを多様化させることによって加盟途上国が直面するさまざまな課題に実質的かつ自ら踏み込んできた IMF であるが、他方、この過程において国際社会から IMF に求められた役割もあることに留意する必要がある。

(1) 融資機能から派生する役割

——「債務交渉の仲介」と「最後の貸し手」——

前節で見たファシリティー多様化 (=IMF による支援額の増加¹⁰⁹⁾) の過程は、別の側面から見れば債務問題への対処の歴史でもある。民間資金が途上国債務の過半を占める現在では、債務危機の発生に際してリスケジュールや債務免除や削減に関する交渉をまとめる仲介・調整機能を果たす者が当然必要になるが、国際社会あるいは金融市場参加者はこれを IMF に求めた。1980/1990年代に頻発したアフリカ諸国や EME の債務危機に対し、債権放棄の主導や主に米国財務省と協働したプレイディ、ペーカー提案等をまとめてきた

事例によって、「まずIMF融資が締結される」ことが不文律となり、債務交渉の場においてもIMF主導の仲介による救済案の策定が期待された。1994年のメキシコ危機までは物議を醸しつつもIMFは調整機能を果たしていたが、アジア危機への対処の経験も踏まえて、多国間にまたがる民間債権機関との交渉を迅速かつ合理的に進めるため、破産法や債権者の権利、資金支援等、問題解決の過程を平準化する目的でソブリン（国家）債務再編メカニズム（Sovereign Debt Restructuring Mechanism: SDRM）の導入が2002年に国際通貨金融委員会（International Monetary and Financial Committee: IMFC）で承認された²⁰。

一方、この仲介機能は、IMF信用が「最後の貸し手（lender of last resort）機能を負う」ことと表裏一体をなす。IMFはこの点に関しても、短期海外資金の急激な流出や通貨危機への対処として、GABやNABによる原資確保等を実現してきたことをもって「国際中央銀行ではないが、最後の貸し手としての機能は果たしている」²¹としているが、IMF財源が近年の金融危機の規模に対して明らかに不十分であること（Garten [1999]）、借り手と貸し手双方のモラル・ハザードを惹起する可能性や、世銀との役割分担をめぐって一部加盟先進国との見解は異なっており、加盟途上国からは前項で述べた批判があるうえ、資金引出手続きが十分に迅速でない点が指摘されている。

（2）サーベイランス強化——国際金融市場への「情報提供」——

サーベイランスによって蓄積される情報とIMFが公開する報告書は、前項で述べた調整機能を補完し、他の国際機関や先進諸国、民間金融機関には（債務問題に直面した場合を含む）不可欠な情報源ともなる。しかし、アジア危機からの教訓のひとつとして、IMF＝加盟国間のコンサルテーションにおいて行われるのはあくまで「提言」であり、当該国内で具体的な対策が講じられなければ、機能しているとは言いがたいという点があった。

これに対処するため、サーベイランスには2つの方向性が加えられた。第1に、アジア危機以前にはシステムティックに蓄積・公開されてこなかった

情報——金融部門とその関連制度（法制度、公・民間部門のガバナンス、会計・監査基準等々）——を、1999年から世銀との共同プロジェクト FSAP のもとで横断的に評価するようになった（表5）²²。それぞれの分野で国際的に認知された基準をもとに、IMF では、①金融部門の健全性および活動とマクロ経済パフォーマンスとの関連性、②金融システムのショックからの回復や、金融危機の発生可能性および深刻さを緩和する政策支援、の2点を中心に監視・調査し、世銀では経済発展と貧困削減に寄与する金融部門の強化を中心としている。第2は、通貨危機や急激な資本流出が発生しにくい金融市場を形成していくための予防的手段となる指標の構築である。IMF がす

表5 サーベイランスに適用される国際的基準・規範

	(1) 政策の透明性に関する基準
	<ul style="list-style-type: none"> ・データ普及と統一：IMF「特別データ公表基準」(SDDS) IMF「一般データ公表基準」(GDDS) ・財政の透明性：IMF「財政の透明性に関するマニュアル」 ・通貨・財政政策の透明性：IMF「通貨・財政政策における透明性に関するマニュアル」
	(2) 金融部門の規制・監督に関する基準
FSAP	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行監督：バーゼル委員会「効果的な銀行監督のための基本原則」 ・証券監督：証券監督者国際機構（IOSCO）「証券規制の目的と原則」 ・保険監督：保険監督者国際機構（IAIS）「保険監督原則」 ・決済システム整備：決済システム委員会「決済システムに関する制度上重要な基本原則」 ・反資金洗浄・テロ支援資金：資金洗浄に関する金融取引タスクフォース（FATF）「40勧告」および「テロ資金支援に関する9特別勧告」
	(3) 市場の整合性に関する基準
	<ul style="list-style-type: none"> ・企業統治：経済開発協力機構（OECD）「企業統治原則」 ・会計基準：国際会計基準審議会（IASB）「国際会計基準」(IAS) ・監査基準：国際会計士連盟（IFAC）「国際監査基準」(ISA) ・破産および債権者の権利保護：世銀「効果的な破産処理・債権者保護システムのための原則とガイドライン」 国連国際貿易法委員会（UNCITRAL）「国内破産法のデザインに関する勧告」

（出所） IMF および世銀ウェブサイトを参考に、柏原 [2005] の表1を改訂。

に定期的にモニターしている、①対外・国内債務指標（Indicators of External and Domestic Debts）、②適正外貨準備指標（Indicators of Reserves Adequacy）、③金融部門の健全性指標（Financial Soundness Indicators）、④企業部門財務指標（Corporate Sector Indicators）の他に、先進国中央銀行のモデル等を参考にしながら独自の早期警戒システム（Early Warning System: EWS）のモデル構築を進め、試算を行っているが、制度化されるまでには至っていない。

第3節 中期戦略の中心的課題

本章の冒頭でも述べたように、IMFは2006年初から組織改革、事業改革を目的とする中期戦略に取り組んでおり、すでに実行段階に入っている事項もある。IMFが喫緊の課題として中期戦略であげた項目を、表6にまとめた。MDGs等の決定によるEFFのPRGFへの移行等、中期戦略策定以前から実行されているものもあるが、なかでも、①サーベイランス強化、②クォータ算定式の改正と基礎票の増加を含む各加盟国の投票数²³見直し、の2点はIMFが果たすべき役割と自身の意志決定過程のあり方を模索し明確化する手段であるため、特に重要な課題である。

サーベイランスに新たな方向性を付与する方針は、2006年9月の年次総会（IMF理事会およびIMFC会合、於シンガポール）において、「組織の基幹業務を世界経済のモニタリングと加盟国へのアドバイスとする」決議が採択されたことによる。IMFが加盟国に対してよりよい政策提言を行うためにサーベイランスの仕組みを強化することを目的とし、主要な段階として、①1977年理事会決議の改訂（2007年10月に「2007年新理事会決議」を採択、1977年決議を廃棄）、②2010年までに達成すべき目標、サーベイランスをシステムティックに評価する手法を選定していくことがあげられている。2007年新理事会決議では、「加盟国の為替相場制度が国際社会にとって懸念となる場合」と、「為替制度をサーベイランス項目として関連付けること」が明記された。

表6 IMF 中期戦略 (Medium-Term Strategy) の概要

	2008年までに予定される活動	イシュー／備考
サーベイライランスの強化	効果的なサーベイライランス方法の評価 EMEの潜在的脆弱性に関する評価 国別・多国間サーベイライランスの見直し 財政政策、金融部門、資本フローに関する検討	← IEOによるサーベイライランス外部評価 (スケジュール未定) → 早期警戒システムのモデル策定 (?) → WEO、GFSR等のIMF刊行物へのサーベイライランス成果の関連付けを検討 (?) ← 2007年新理事会決議により、為替制度に関する「1977年決議」を廃止。 新決議は「加盟国の為替相場制度が国際社会にとって懸念となる場合」と、「為替制度をサーベイライランス項目として関連付け」を明記。 ← 4項目 (GDP、経常収支、純資本取引額、外貨準備) からなる新算定式を総会で承認。 現行250票を750票に3倍増。 2008年初に提出予定の報告書にもとづき、理事会で議論→総会承認を経て各加盟国承認手続。 19カ国以上で構成されるブロックに副理事1名を増員。
クォータと発言権	新クォータ算定式の検討 基礎票変更の検討 第13次至クォータ改訂に関する議論 副理事 (Alternate ED) 数増加の可能性の検討	IMFによる長期資金調達手段の可能性を検討する専門家委員会の設置。 → 「投資勘定」 (Investment Account) の創設を検討 IMF自身による加盟国市民社会への説明責任を強化 (→ コンサルテーション終了後の記者発表にIMFミッション参加を示唆) リザーブ増強ライン (RAL) 創設への議論継続 支援手段の検討 (現在まで具体案なし) → Global Monitoring Reportの世銀との共同刊行を検討中 (開始時期未定) → FSAPで適用する12基準・原則の平準化・実施を促進するTAの増加 日常業務レベルでの理事の関与を軽減→ (含シニア) スタッフの責任増加 予算管理の厳格化
IMFのガバナンス向上	より安定的な原資の模索 対外広報方針の策定	
各加盟国への異なるアプローチの導入	新たな融資制度の策定 対返済遅延方針の評価 資金プールに関する地域協定の検討 PRSPやドナー会議におけるIMFの役割検討 JDSP*報告書の作成	
人材育成	中期計画 (予算) におけるTA戦略の検討	
組織の合理化	手続・文書量の簡素化 世銀との共同分野・事業の検討 中期予算の策定	

(出所) 「専務理事報告」ほか、IMFウェブサイトをもとに筆者作成。

(注) 網掛け部分はIMFの「対外ガバナンス」に関連する項目。

* Joint Debt Sustainability Framework。対HIPCの債権放棄および債務管理や持続性評価を行うためのIMF・世銀協同プログラム。1996年発足。

さらに、協定第4、8条にもとづく従来の国別サーベイランスに加えて、IMFが「新たなサーベイランス」と呼ぶ多国間サーベイランス（Multilateral Surveillance: MS）が導入されつつある。専務理事の報告書によると、2007年年次総会以前に試験的な会合が持たれ、参加国数および詳細は不明であるものの、加盟先進諸国と外貨準備を蓄積している EME が、国際的な収支不均衡等や、IMF の定期出版物である *Global Financial Stability Report* (GFSR) と *World Economic Outlook* (WEO) に関して議論する場であったと推測される。しかし、SDDS への低調な参加状況等を考慮すると、①地域別・経済発展段階別など、MS を組織し開催する枠組とその頻度、②参加国に具体的な対応を求める機能と権限を持たせるか否か、③中期戦略期間中における次の段階や活動等の方針など、MS 自体の位置付けに関して不透明で不明確な点が多い。また、MS の一環として前記 GFSR や WEO へサーベイランス成果を組み込むことが検討されているが、MS の活動と現実的にはどのように関連付けられるのかも不明である。

他方、加盟国の投票数の増減は IMF 内部のガバナンスに直結する課題である。2006年には中期戦略に定められた第1段階として、拠出金額算定式の改訂に先立ち、(旧)算定式にもとづく理論値と実際の投票数との乖離が著しい4カ国(中国、韓国、メキシコ、トルコ)を対象とする臨時(ad hoc)拠出金額増加が承認され実行された。第2段階として2008年4月の総会において、設立協定の改正が必要な、①IMF発足以来250票であった基礎票を3倍の750票に増加させること、②新算定式の採用と導入、③19カ国以上の加盟国が属するブロック²⁴⁾に副理事を1名増員し、担当理事に任命する権限を付与すること、が必要な賛成(全投票数の85%超)を得て承認された。これに加えて、第1段階で拠出金臨時増額の対象となった4カ国に対し、二次的な拠出金の増額(15%)が決定した。また、新たな拠出金算定式は、①GDP(構成比50%、実勢および購買力平価調整済みの2種を加重)、②開放度(同比30%、経常支払・受取)、③変動性(同比15%、経常受取および純資本フローの変動)、④外貨準備額(同比5%)、の4指標と1パターンの算定式で構成さ

れている。各指標にかかる係数が単純化され、複数の式から「勘案された」
拠出金額の算定を廃止することによって、IMF スタッフによる検討と報告
(IMF [2005c]) を踏まえて発表された、「平易な算定フォームで、指標数が
4～5項目を超えない」という理事会合意の方向性に合致している一方で、
③および④に関しては利用する指標の適切さ等について、さらなる検討と変
更が必要だとしている²⁵⁾。

なお、課題として取り上げられている項目から、中期戦略における改革は
その性質上、①加盟途上国、EME のプレゼンスと発言力を高め、理事会お
よび IMF 内部のガバナンス向上を目的とする手段の策定、②対外的に IMF
のガバナンス向上を明示する手段や政策の変更(表6 網掛け部分参照)とい
う2側面に分類することもできる。

第4節 中期戦略の評価

1. 改革議論への疑問点

前記のように見ていくと、中期戦略に関していくつかの疑問が浮かんでく
る。取り上げられている課題と対応策が1980年代から蓄積されてきた対
IMF 批判を必ずしも反映していないからであるが、本章で述べた問題に関
してあげると、以下の3点である。

第1に、「最後の貸し手」機能も含め、国際金融や開発途上国支援におけ
る IMF 自身の位置付けについて、議論や明示的な見解が顕れていないこと
である。現時点では、主に EME 向け流動性支援枠組みとして位置付けられ
るリザーブ増強ライン(Reserve Augmentation Line: RAL)の検討が2007年春
季総会以後から停滞していること、さまざまな地域金融協力(資金プール)
に関するスタッフ報告をもとに「IMF がそれらの枠組みをつうじて支援す
る手段を模索する」(IMF [2006b]) ことが発表されているのみであることか

ら、中期戦略期間中に支援手段が公表されるか否かは不透明である。また、HIPC イニシアチブと PRGF 導入後の最貧国および重債務国へのアプローチに関しては、専務理事報告にも具体的な提案は記されていない。しかし部分的には、アジア危機直後までの IMF が地域金融協力枠組み——特にチェンマイ・イニシアチブやアジア債券市場構想等——を将来的に機能する可能性が低いと見なし、このような枠組みを支持したり積極的に関与することを避けていたことをかえりみると、将来的な協力を模索すると明示した文書を発表すること自体をもって、IMF 側が従来の方針を転換したと解釈することはできよう。

第2に、業務改善と被支援国へのアプローチとを有機的に連携させ、対外的に明確にするという課題がある。一部については外部の批判に対応する形で、あるいは国連等による決議が IMF 業務に影響したため、実際には中期戦略の策定が現実を後追いつける形となった。業務改善に関する改革としては、透明性と効果および効率の向上を目的として2000年に設置された IEO がある。発足以来、IEO は精力的に評価報告書と提言を発表しているが、IMF の業務改善に対してどの程度影響力を及ぼしているのかは、中期戦略のスケジュールと IEO の評価作業予定が必ずしも連携していない事実も影響しているのか、専務理事報告などでの言及も少なく、いまだ明らかではない。他方、中期戦略は加盟国への経済状況別アプローチの対象として、EME と HIPC をあげている。前者向けには廃止した CCL の後継ファシリティーである RAL の創設を目指しているが、供与規模等の枠組みに関する取りまとめが難航し、現在では議論は低調になっている。一方、後者に関しては HIPC イニシアチブおよび MDGs にもとづく PRGF をあげている。IEO はすでに、PRGF 開始初期段階での国別評価（2000～2002年に IMF との合意に達した10カ国）を含む報告書を2004年に発表している⁶⁹。国際機関が適格国に対して保有している債権を全額放棄することに関してはすでに賛否があるものの、債権放棄のみで終わるのではなく、重債務問題に関して各国際機関が対二国間債権国を含め、どのようなアプローチのもとに役割分担を行い、効果

的かつ効率的な支援を実現できるか検討する契機となり、IMFの対重債務・最貧国アプローチがより明確化されたはずである。

第3に、IMF内部のガバナンスを何に依拠するかという問題がある。投票数や理事会決議プロセス等の組織内ガバナンス向上のための改革に関する文書には、「公平な代表権（fair representation）の実現」や「意思決定プロセスの正当性」（legitimacy in the decision-making process）といった言葉が頻繁に使用されている。しかし、その公平性や正当性の根拠を何に求めるか、現時点で発表されている改革によって、たとえば加盟途上国、EMEの発言権における不公平感が是正されるのか、あるいは、その根拠をもとにIMFがどのような機能と責任、権限を加盟国や国際社会に対して持つべきかを検討する視点が欠落している。アジア危機後に噴出したさまざまなIMF組織改革論²⁷⁾に対してIMF側の見解が最終的に示されない結果となる恐れもあるが、再考の契機として考えられるのは、IEOが2007/2008年度の評価項目のひとつとして予定している「企業統治の観点からのIMF評価」（Aspects of IMF Corporate Governance—Including the Role of the Board）である。現時点では中間報告、最終報告とも未公表であるが、その発表時期と中期戦略への提言の反映が重要になるう。

2. IMFにおけるガバナンス

——「意思決定プロセスの正当性」と「公正な代表権」間の齟齬——

以上のような疑問に照らすと、3年間をかけて組織や業務を広範囲に見直すこととされる中期戦略も、協定における規定と現実にIMFが行っている事業内容との齟齬を看過したまま実質的な役割の拡大を図ってきた過去の対処法との相違点を見出すことが難しくなってくる。

そもそも、特定加盟国による拠出金の増額や、設立協定の改正承認以前の総投票数に占める割合が4%台にまで下がっていた基礎票を数倍増加させただけでは、ドラスティックな変革は実現しない²⁸⁾。常任理事5カ国が持つ投

票数は全投票数の4割弱を占め（うちアメリカのシェアは15%以上であるため、全投票数の85%超の賛成を必要とする重要な決議に対しては一國で実質的な「拒否権」を持つ。表7）、議論や検討を重ねたうえで理事会で大多数の合意による決議を重視する組織においては、一部加盟国や「借り手」側加盟国一般の要請が大きく反映される機会は少ない。現状を是正するならば、常任・選任理事および各選任理事が形成する加盟国のブロックを再編成することが必要となろうが、2008年度のIMF春季総会では「19加盟国以上が属するブロックにおける副理事1名の増員」が承認されたものの、ブロックの再編成は「将来的に直面するかもしれない別個の課題」²⁹⁾として扱われることになった（本章「補論」参照）。IMF設立当時、まず「アメリカの投票シェアありき」のもとに策定された発言権配分と拠出金算定式をどのように変更するかによって、加盟途上国の中期戦略に対する評価は決まるであろうが、現時点で明

表7 常任理事国の所有票数および全票に占める割合

（旧総投票数2,214,651、全加盟国数185、
新投票数等の詳細は一部を除き、2008年7月17日現在不明）

国名	旧 投票数	割合 (%)	基礎票7倍 での票数	同左割合 (%)	新割合 (%)
アメリカ	371,743	16.79	373,243	14.98	16.73
日本	133,378	6.02	134,878	5.41	6.23
ドイツ	130,332	5.88	131,832	5.29	-
フランス	107,635	4.86	109,135	4.38	4.29
イギリス	107,635	4.86	109,135	4.38	4.29
計	850,723	38.41	858,233	34.44	-

（出所）IMFウェブサイトより筆者作成。

（注）総投票数、5カ国の投票数とも基礎票のみを7倍（1,750票）にして表示・算出。新割合の5カ国合計は、ドイツに関する詳細が不明であるため算出していない。

上記5カ国以外の非常任理事ブロックでは、ベルギー（正）・オーストリア（補）理事の10カ国（前記2カ国+ベラルーシ、チェコ共和国、ハンガリー、カザフスタン、ルクセンブルグ、スロベク共和国、スロベニア、トルコ=計5.15%）が最大。また、中国（票数81,151、割合3.66%）、サウジアラビア（票数70,105、割合3.17%）、ロシア（票数59,704、割合2.70%）の3カ国は単独で非常任理事ブロックを形成している。

らかになっている方針では、その不満を緩和することは容易ではない。

おわりに

IMFは1970年代以降、信用供与先が開発途上国中心になったことを契機に、その融資枠組みや種類を多様化し、コンディショナリティーを通じて、また、(加盟国の自発的協力やIMFからの提言が強制力をとまわらないという限界はあるものの)融資機能を実行するうえでの主要な情報源となるサーベイランスとコンサルテーションによって、実質的かつ自ら開発問題に関与してきた。この過程においては、コンディショナリティーと融資枠組みの目的との整合性、与信スケジュールや返済期間といった実際の観点からの不満や、IMFが本来注力すべき機能から逸脱しているのではないかという批判、あるいは、債務危機に際して利害関係者間の仲介や最後の貸し手機能を(不完全ではあるにせよ)果たしてきた事実への是非等、さまざまな議論やIMF批判が蓄積された。

しかし、前記の批判に応える形式で2005年に提示された中期戦略は、IMFが組織内外にわたる改革を敢行するであろうと見なす材料に乏しい。改革期間の最終年である2008年末までの進展を待たねばならないが、現時点ではIMFが負うべき機能とその根拠を再定義し、加盟諸国が直面する問題に対してどこまで関与するか、他機関との連携や役割分担を明確にしていく視点が欠落しているからである。

IMFが基本的に、「貧困削減」や「開発戦略」に関して特別の専門的知識と技能を蓄積してきた組織でないことは、これまでに発表されてきたさまざまな批判や論文、外部報告書等からも明らかである。このような分野は、IMFと世銀が設立された当初から後者が一義的に担う分野とされてきたからであるが、IMF自体は「世銀や他の国際機関と協力・提携する」という方針をもって、深く関与していく姿勢を続けている。一方で1970年代以降、

IMFは設立協定に定められた自らの役割について改正する機会を最小限にとどめ、実質的な機能の拡大を図ってきた。専務理事報告やスタッフ報告書等によって今後の進展を継続的に追うことは必須であるが、中期戦略のプロセスやその効果について高く評価することは、現時点では困難である。

IMF・世銀や地域国際金融機関においては、一般的に各加盟国の経済規模を算定基準とする出資割当額の多少にもとづく加重評決制を採用しているうえに、各機関が提供するファシリティへの支援要請の存否、あるいは、出資割当額以外にも預託基金を提供するか否か等によって、実質的な債権国＝債務国関係とも言うべき状況が生じる。資金調達手段が非常に限定され、かつ、このような性質を持つ国際組織の意思決定過程（理事会決議や承認）において、「公正な」とは何を基準に測るべきか、また、その根拠と意義はどのように規定されるべきだろうか。これは現在、中期戦略のもとで改革に取り組むIMF組織運営の根幹——ガバナンスの方向性を決定する——をなす課題である。しかし前述したように、理事会は新たな基礎票数と拠出金算出式を承認したが、基礎票の3倍増と、主にアフリカ諸国で構成される2ブロックの副理事増員という限定的な内容にとどまり、IMF自身、ガバナンスのあり方に深く立ち入ることはなかった。中期戦略改革期間の最終年に入った現在でも、そこには「IMFはどのような機能と権限を持つ組織であるか」を明示するビジョンは見あたらない。

補論 IMF理事会のガバナンスと他国際機関との役割分担について

IMF協定（第12条第3項）では理事会の定数について、「票数上位5カ国を常任理事とし、非常任理事を15カ国選出する。理事数の増減は総票数85%の多数により、理事会決定で変更できる」（同項（i）、（ii））と規定している。理事会への専務理事報告から、中期戦略の開始当初は理事会構成の再編についてさかんに議論されたことが分かるが、本文でも述べた通り、現在では基

礎票の3倍増のみが言及される状況になっている。

なお、IMF理事会のガバナンスについては、外部研究者等のさまざまな見解がある。EU圏の理事数を2名程度に削減すべき（Buirra ed. [2003：第1章]）、理事ブロックの再編を先に実行し、EME加盟国が一国で代表するブロック数を増やす、あるいは選出されやすい環境を作る（筆者が2006年に行ったインタビューで得た見解）から、アメリカの政治的影響力をIMFから排除するのは困難であるため、理事会再編の実現可能性は低い（Truman ed. [2006]）などである。

投票数や理事ブロック構成、理事会のガバナンス向上については世銀でも改革が行われており、すでに（IMFよりも）具体的で多様な選択肢が議論されている。World Bank [2007]によると、理事会構成変更の選択肢として、①理事会定数の増員、②1ブロックに属する加盟国数への上限設定（16カ国）、③上位2ブロックを他ブロックに分散するため全ブロックを再編、④一部常任理事定員を選出（非常任）理事定員に移譲、⑤副理事数の増員、⑥理事任期の延長があげられたが、①は加盟国全般からの強い支持がなく（IMF同様、世銀でもすでに定数 [= ブロック数] を増員している）、③、④は常任理事国（米日独仏英 = IMFと同じ）の強固な反対に遭っていることが分かる。一方、ブロック内の加盟国構成に多様性が必須である理由として、①経済状況、発展状況の異なる他国の事情を理解できる、②二国間援助の背景情報として、ブロック内での議論が有用、③ブロック内での途上国、移行経済加盟国の発言力が確保できる、④（各ブロック構成に共通性を持たせることによって）途上国、移行経済加盟国の発言力がブロック間で均等化される等の点が指摘されている。このような利点を強調するならば、主要な二国間援助供与を行っているはずの常任理事諸国を他ブロックに統合させることが真に有効であろうが、実現は難しいだろう。

このように、同様の改革を志向してもIMFと世銀で具体性が異なるのは、融資供与原資とIMF・世銀間の役割分担（ひいては、IMFの存在理由）の問題が背景にあると考えられる。現行のIMF設立協定に記載されている原資

は、①加盟国拠出金、②IMF保有金（通常の融資事業には利用できない）、③NAB・GAB等のクレジット・ライン、④特定加盟国からの信託基金のみである一方、世銀グループや地域開発機関は①～④に類似する資産のほか、主たる資金調達手段として国際金融市場での債券発行が可能であり、民間企業への融資や出資（世銀グループの国際金融公社 [International Financial Corporation] による）を実行するなど、供与期間、対象、形態の柔軟性は、IMFの比ではない。1980年代、すでに経済発展のボトルネックが構造問題にあると認識したにもかかわらず、ファシリティーの基本的な枠組みを変更せず、IMF自身の資金調達手段を増やすことなく事態に対処してきた理由には、IMFが「クォータにもとづくファシリティーの適用」を方針として堅持することで、経済・社会開発支援を目的とする世銀や地域開発機関との役割分担と、自らの意志決定に関する正当性が依拠するものを、間接的（消極的）に表そうとしているのではないかと考えられる。

〔注〕 _____

- (1) 融資業務の開始は1947年3月。
- (2) この批判を契機に、それまで機密文書として扱われていた信用供与契約 (letter of intent, 趣意書) やIMFスタッフによるコンサルテーション後の評価報告書が、加盟国の同意のもとに公開されるようになった。
- (3) IMF [2005d] 参照。中期戦略策定のため、2004年にはデ・ラト専務理事（当時）によって「IMFの戦略的評価委員会」(The Committee on the Strategic Review of the Fund, Anne O. Krueger 委員長以下、外部識者16名) が組織され、報告書が提出された。
- (4) この項における記述については、柏原 [2000] も参照。
- (5) 1969年、1978年、1992年（いずれも発効年）。
- (6) IMFは、1997年4月に暫定委員会 (IMF Interim Committee) が「資本勘定の自由化をIMFの目的に追加し、資本取引への監督権限をIMFに付与するよう、協定を改正する」との合意に達したことを受け、①第6条の撤廃、②第8条に資本勘定の交換性の義務化を追加、③第14条への「過渡期的措置」の設定、を盛り込んだ改正作業に入ったが、協定改正には至っていない。IMF自身を含め、研究者の間でも金融自由化の適切な実施順序について見解の統一が見られないことが理由のひとつとして考えられる。

- (7) 具体的に列挙されているのは、①国内外における公的部門の金・外貨資産額、②公的部門を除く金融機関の国内外における金・外貨資産額、③金産出量、④金輸出入額と取引国、⑤取引国別製品総輸出入額、⑥国際収支（財・サービス貿易、金取引、資本取引等を含む）、⑦国際投資収支、⑧国民所得、⑨価格指標（卸売・小売物価指数、輸出入価格）、⑩他通貨為替レート、⑪外為規制、⑫公的部門における財・サービス取引の未払残高。これ以外にも、IMFは必要に応じて国別にデータを要求できる。
- (8) “How the IMF promotes economic stability,” A Factsheet, August 2006. (<http://www.imf.org/external/np/exr/facts/globstab.htm>)
- (9) “Toward a New Financial Architecture for a Globalized World”と題して王立国際問題研究所（ロンドン）で行われた、カムドシュ専務理事（当時）のスピーチ。
- (10) 金本位制を除く。また、一定の制限にはIMFの容認を必要とする。
- (11) IMF自身は、「中所得国」あるいは「EME」に対する明確な定義と分類条件を作成していない。
- (12) EMEの財政状況や資金需要（CCLおよびその後継ファシリティーとして検討中のリザーブ増強ライン [Reserve Augmentation Line: RAL]）に関する考察は、本書第2章を参照。
- (13) 初回90%、2回目65%、3回目55%、4回目45%、5回目35%、6回目以降25%が目処とされる。
- (14) 2005年までの支援事例は計48件（自然災害29件（26カ国）、紛争復興19件（12カ国））。1995～2005年におけるクォータ25%超の支援例は、対ホンジュラス（1998年、ハリケーン災害、50%）および対トルコ（1999年、地震災害、37.5%）の2例のみ（<http://www.imf.org/external/np/exr/facts/conflict.html>も参照のこと）。
- (15) たとえば、NAB発効直後の1998年12月に、ブラジル向け総額約130億SDRのSBAおよびSRF支援が決定された。このうちNAB原資（韓国、マレーシア、サウジアラビア、タイを除く各参加国の取極額の30%を調達）は約91億SDRであったが、これはブラジルのクォータ比600%に相当する。各NAB参加国の分担額は表2 [p. 34]を参照のこと。なお、GABの発動回数は現在までに10回を数える（2002年以降は実績なし）。
- (16) IMF自身も、このイシューについて少なくとも3度（1984、1986、1991年）、内部評価（internal review）の形で検討している。ただし、「長期的利用」の定義は各回で異なっていたため、統一基準による評価が行われたわけではない。外部研究者による評価や推計も同様である（この点に関しては、IEO [2002], Main Report Part I Annex 1 “Possible Definitions of Prolonged Use,” pp. 90-93参照）。IEOの評価報告書では、「10年間のうち7年以上にわたりIMF

プログラムを利用している加盟国」を長期利用の基準としている。この定義によると、1971～2001年における「長期的利用国」は44カ国（うち29カ国がPRGF適格国）であるという。また、長期利用が顕著な3カ国（パキスタン、フィリピン、セネガル）、および長期利用から「卒業」した2カ国（モロッコ、ジャマイカ）について国別分析を行っている。

- (17) PRGF-HIPC 信託基金の原資は、IMFが各国中央銀行、政府、公的機関から市場金利で行う借入れである。同資金は市場金利のままPRGF支援対象国に供与されるが、被支援国が支払う0.5%の年利との差額は、二国間ドナーとIMF資金源からの資金提供で補完される。また、被支援国の支払い遅延や不払い、あるいは支払いと返済の一時的な不均衡等に対処するために準備勘定（reserve account）が設けられ、資金供与国の債権を保証している。
- (18) IEO [2002]によると、ファシリティーの長期利用がIMF信用供与総額の約50%を占める。
- (19) ただし、民間金融機関等による対途上国融資・投資や全世界における国際貿易額に対する比率は減少傾向を続けている。
- (20) その後2003年にプロポーザルが公表されたが、加盟国（特に途上国）債務管理や交渉過程におけるファシリティーへのアクセス等の課題が指摘され、導入には至っていない。なお、IMFCは、「国際金融システムに関する理事会への暫定委員会（略称「暫定委員会」、Interim Committee of the Board of Governors on the International Financial System, 1974年発足）を主要な諮問委員会として機能強化、改名し、1999年に発足した。IMF理事国出身者各1名（計24名）からなり、IMF・世銀の春季・年次総会に合わせて会合（IMFC Meeting）を持ち、理事会に国際通貨システムに関する助言や報告を行う。
- (21) フィッシャー主席エコノミスト（1999年当時）の発言。
- (22) FSAPで適用される基準に含まれるIMFの特別データ公表基準（Special Data Dissemination System: SDDS, 1996年導入）と一般データ公表基準（General Data Dissemination System: GDDS, 1997年導入）は、サーベイランスの基盤とも言うべき基準である。参加は加盟国の任意であるが、GDDSについては、FSAPによる評価を受け入れる意思を表明することによって、該当するデータ基準を遵守する義務が生じる。2007年9月末現在の参加国は、SDDSで全加盟国の約35%、GDDSは同48%である。また、FSAPに関するIMF・世銀の役割分担として、先進国に関するFSAPはIMFの一義的責務であり、世銀はこれら諸国について限定的な分野において調査を行う場合がある。加盟途上国に対する役割分担は必ずしも明瞭になっていない。
- (23) 2008年4月の総会で承認される以前の各加盟国の投票数（voting power）は、一律250票が付与される基礎票（basic votes）と、クォータ算定式にもとづいて決定される出資金額10万SDRごとに1000票付与される投票数の合計か

らなる。

- (24) constituency と呼ばれる。協定上の規定では15であるが、1992年の理事会決議により現在は19ブロック存在し、③の条件に該当する2ブロックは主にアフリカ諸国で構成されている。
- (25) IMF [2008a] 参照。
- (26) IEO [2004] 参照。IMF への主な提言として、①マクロ経済運営 (=IMF の一義的分野) に関する PRSP をより具体的かつ成果志向にするよう、PRGF プロセスで各国との議論を深めるべき、②各国別の状況に即して「IMF は何を貢献できるか」を対外的に明らかにすべき、③ IMF の政策提言の合理性と一貫性を強め、より明示的にすることで、外部からの議論や批判に応えるべき、④コンディショナリティーに整合性を持たせることにより、「IMF は世銀と協同で何を達成したいか」と「被支援国内の積極的な関与にどう合致するか」を明確にすべき、等の点を指摘している。
- (27) 本書第3章や柏原 [2000: 第3節] を参照。
- (28) たとえば、改正前算定式のもとでアメリカの実質的拒否権を解消しようとすると、基礎票を7倍 (1750票) 以上に設定しなければならない。また、改正後の全投票数に占める基礎票の割合は、6.26%である。
- (29) クォータおよび投票権に関する理事会承認の会議録では、“It’s a separate issue that is likely to come up at some point in the future.”と表現されており、また、「現行の理事数 (=ブロック数) 24は2年ごとの理事会による定期的承認事項である」との発言があるため、中期戦略期間中にはさらなる議論が行われない可能性が高い。IMF [2008b] 参照。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 石川滋 [2006] 『国際開発政策研究』東洋経済新報社。
- 柏原千英 [2000] 「債務危機管理と IMF の役割」(国宗浩三編『アジア通貨危機——その原因と対応の問題点——』アジア経済研究所 209-227ページ)。
- [2005] 「企業統治改革に関する国際機関の援助アプローチ——アジアにおける取り組み——」(今泉慎也・安倍誠編『東アジアの企業統治と企業法改革』アジア経済研究所 341-377ページ)。
- 堀江薫雄 [1962] 『国際通貨基金の研究』岩波書店。

〈外国語文献〉

- Bird, Graham [1995] *IMF Lending to Developing Countries: Issues and Evidence*, London: Routledge.
- Boughton, James M. [2001] “Silent Revolution: The International Monetary Fund 1979–1989,” Washington, D.C.: IMF (<http://www.imf.org/external/pubs/ft/history/2001/index.htm>).
- [2006] “American in the Shadows: Harry Dexter White and the Design of the International Monetary Fund,” IMF Working Paper WP/06/6, Washington, D.C.: International Monetary Fund (IMF) (<http://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/2006/wp0606.pdf>).
- Buira, Ariel ed. [2003] *Challenges to the World Bank and IMF: Developing Country Perspectives*, London: Anthem Press.
- Committee to Study Sustainable Long-Term Finance of the IMF [2007] “Final Report,” 31 January 2007 (<http://www.imf.org/external/np/oth/2007/013107.pdf>).
- Duignan, Paul, and N. Bjorksten [2002] “Strategy Design in Evaluating IMF Surveillance Activity,” IEO Background Paper BP/05/1, Independent Evaluation Office (IEO), Washington, D.C.: IMF.
- Garten, Jeffrey E. [1999] “Lessons for the Next Financial Crisis,” *Foreign Affairs*, 78(2), March/April, pp. 76–92.
- Giustiniani, Alessandro, and Roger Kronenberg [2005] “Financial Sector Conditionality: Is Tougher Better?” IMF Working Paper WP/05/230, December 2005, Washington, D.C.: IMF (<http://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/2005/wp05230.pdf>).
- Gould, Jeremy ed. [2005] *The New Conditionality: The Politics of Poverty Reduction Strategies*, London: Zed Books.
- King, Mervyn [2006] “Reform of the International Monetary Fund,” speech at the Indian Council for Research on International Economic Relations (ICRIER) in New Delhi, India, 20 February 2006 (<http://www.bankofengland.co.uk/publications/speeches/2006/speech267.pdf> 2008年5月アクセス).
- IEO [various issues] , *Annual Report*, IEO, Washington, D.C.: IMF
- [2002] “Evaluation of the Prolonged Use of IMF Resources,” IEO, Washington, D.C.: IMF (<http://www.imf.org/external/pubs/ft/EPUI/2002/pdf/Report.pdf>).
- [2004] “Report on the Poverty Reduction Strategy Papers and the Poverty Reduction and Growth Facility,” IEO, Washington, D.C., IMF (<http://www.imf.org/External/NP/ieo/2004/prsprgrf/eng/report.pdf>).
- [2006a] “Report on the Evaluation of the Financial Sector Assessment Program,” 5 January 2006, IEO, Washington, D.C.: IMF (<http://www.imf.org>).

- org/external/np/ieo/2006/fsap/eng/pdf/report.pdf).
- [2006b] “An Evaluation of the IMF’s Multilateral Surveillance,” 1 September 2006, IEO, Washington, D.C.: IMF (<http://www.imf.org/external/np/ieo/2006/ms/eng/pdf/report.pdf>).
- IMF [2000] “Review of Facilities—Further Considerations,” Policy Department and Review and the Treasurer’s Departments (In consultation with other Departments), 10 July 2000, Washington, D.C.: IMF (<http://www.imf.org/external/np/pdr/roff/2000/eng/fc/index.htm>).
- [2001] “Financial Organization and Operation of the IMF (6th Edition),” IMF Pamphlet Series No. 45, Washington, D.C.: IMF (<http://www.imf.org/external/pubs/ft/pam/pam45/pdf/pam45.pdf>).
- [2005a] “Review of the 2002 Conditionality Guidelines,” prepared by Policy Department and Review Department, 3 March 2005, Washington, D.C.: IMF (<http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2005/030305.pdf>).
- [2005b] “Review of Access Policy in the Credit Tranches, the Extended Fund Facility and the Poverty Reduction and Growth Facility, and Exceptional Access Policy,” prepared by the Policy Department and Review and Finance Departments, 14 March 2005, Washington, D.C.: IMF (<http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2005/031405.htm>).
- [2005c] “Quotas and Voice—Further Considerations,” prepared by the Finance Department, 2 September 2005, Washington, D.C.: IMF (<http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2005/090205a.pdf>).
- [2005d] “The Managing Director’s Report on the Fund’s Medium-Term Strategy,” 15 September 2005, Washington, D.C.: IMF (<http://www.imf.org/external/np/omd/2005/eng/091505.pdf>).
- [2006a] “The Managing Director’s Report on the Fund’s Medium-Term Strategy,” 5 April 2006, Washington, D.C.: IMF (<http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2006/040506.pdf>).
- [2006b] “Statement by Rodrigo de Rato, Managing Director of the International Monetary Fund, on the Work Program of the Executive Board,” Press Release No. 06/267, 30 November 2006, Washington, D.C.: IMF (<http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2006/pr06267.htm>).
- [2008a] “Report of the Managing Director to the International Monetary and Financial Committee on Reform of Quota and Voice in the International Monetary Fund,” 7 April 2008, Washington, D.C.: IMF (<http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2008/040708.pdf>).
- [2008b] “Transcript of a Conference Call by Senior IMF Officials on Board of

- Governors Vote on Vote Quota and Voice,” 29 April 2008, Washington, D.C.: IMF (<http://www.imf.org/external/np/tr/2008/tr080629a.htm>).
- IMF and the World Bank [2005] “The Standards and Codes Initiative — Is It Effective? And How Can It Be Improved,” prepared by the staffs of the IMF and the World Bank, 1 July 2005, Washington, D.C.: IMF (<http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2005/070105a.pdf>).
- Mallaby, Sebastian [2004] *The World’s Banker: A Story of Failed States Financial Crises, and the Wealth and Poverty of Nations*, New York: Penguin Press.
- Meltzer, Allan H. et. al. [2000] “Report of the International Financial Institution Advisory Commission,” Washington, D.C.: International Financial Institution Advisory Commission (IFIAC) (<http://phantomx.gsia.ecmu.edu/IFIAC> 2008年5月アクセス).
- Millar, Marcus, and Dania Thomas [2006] “Sovereign Debt Restructuring: the Judge, the Vultures and Creditor Rights,” Warwick Economic Research Papers No. 757, August 2006, Department of Economics, The University of Warwick (http://www2.warwick.ac.uk/fac/soc/economics/research/papers/twerp_757.pdf 2008年5月アクセス).
- Mirakhor, Abbas, and Iqbal Zaidi [2006] “Rethinking the Governance of the International Monetary Fund,” IMF Working Paper WP/06/273, Washington, D.C.: IMF (<http://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/2006/wp06273.pdf>).
- Paoli, Alberto, and Maurizio Zanardi eds. [2006] *The IMF, World Bank and Policy Reform*, London: Routledge.
- Tunissen, Jan J. ed. [2000] *Reforming the International Financial System: Crisis Prevention and Response*, The Hague: Fondad.
- Truman, Edwin M. ed. [2006] *Reforming the IMF for the 21st Century*, Special Report No. 19, Washington, D.C.: IIE.
- World Bank [2007] “Voice and Participation of Developing and Transition Countries in Decision Making at the World Bank: Opinion Paper,” Development Committee (Joint Ministerial Committee of the Boards of Governors of the Bank and the Fund on the Transfer of Real Resources to Developing Countries), Washington, D.C.: World Bank.

〈ウェブサイト〉

国際通貨基金 (IMF) : <http://www.imf.org>

IMF アジア太平洋地域事務所 : <http://www.imf.org/external/oap/jpn/indexj.htm>

世界銀行 : <http://www.worldbank.org>

金融安定化フォーラム : <http://www.fsforum.org> (いずれも2008年5月アクセス)

